

2 福監第 7 - 3 号
令和 2 年 5 月 1 5 日

請求人 様

福津市監査委員 灘谷 和徳
福津市監査委員 榎本 博

監査結果報告書

(郷づくり推進事業交付金について)

このことについて、福津市監査委員監査基準に基づいて監査を実施しましたので、次のとおり監査結果を報告します。

第1 請求の受付

1 請求人

住所 福岡県福津市【省略】

氏名 【省略】

2 請求書の提出

請求書の提出日（監査事務局受付日）は、令和2年3月18日である。

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による主張事実の要旨及び請求事項は次のとおりである。

(1) 主張事実（要旨）

福津市長（郷づくり支援課）は、津屋崎郷づくり推進協議会の平成31年3月22日よっちゃん祭協賛金100,000円、音楽散歩手作り市支援金55,220円の支出について、本件事業が活性化及び観光事業で、福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱に違反している（活性化、観光事業は交付要綱で認められていない）のに、返還なしとして交付確定をしている。

なお、よっちゃん祭協賛金100,000円については実行委員会の受取書のみで領収書がない（交付金の使途が不明で、余剰金の確認ができない）ので交付確定ができない。音楽散歩手作り市支援金55,220円については通帳から現金を引き出した日以降の領収書、受取書がない（実行委員会に支出したように装っているが、だれに支出したかが不明になっている）。よってこの2つの支出は交付要綱に違反する不当な行為であり、相当する交付金は市に返還されるべきである。

また、音楽散歩手作り市実行委員会への支出については、証拠書類保存期間の5年間にわたり、だれに支出したか不明なままで交付確定がされている。このことについて市に質問したところ、虚偽と思われるような回答があり、再質問をしたところ、説明拒否を文書で回答された。地方公務員法及び条例の服務に反する行為であり、原因追及により再発防止と服務の法を順守するよう強く求める。

(2) 請求事項（要旨）

市から津屋崎郷づくり推進協議会に対し交付した、郷づくり推進事業交付金155,220円について返還措置を講じること

4 事実を証明する書面

- ・ 福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱
- ・ 平成30年度郷づくり推進事業交付金額確定通知書
- ・ 平成30年度郷づくり推進事業交付金実績報告書

- ・平成30年度津屋崎地域郷づくり推進協議会決算書、

【資料ア】※第2段落の主張に係る資料

- ・平成30年度津屋崎郷づくり活性化部会出納簿
- ・郷づくり推進協議会収支整理調書（該当分）
- ・通帳のコピー（活性化部会のもの）
- ・平成30年度藍の家運営報告書

【資料イ】※第3段落の主張に係る資料

- ・平成26年度～平成29年度津屋崎郷づくり活性化部会出納簿
- ・郷づくり推進協議会収支整理調書（該当分）
- ・非公開決定通知書（情報公開請求）
- ・郷づくり交付金の使途調査依頼
- ・弁明書
- ・回答書
- ・調査結果の補充について
- ・ご連絡（回答を断る文書）

※添付された資料はすべて写しである。

5 請求の要件審査及び受理

令和2年3月24日に監査委員会議を開催し、本件請求については一部を除いて地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、同日本件請求を受理した。

なお、上記3（1）における請求人の主張事実のうち、第3段落に係る部分については下記の通り請求要件を満たしていないため監査対象としない。

- ①第3段落における主張は平成26年度～平成29年度の郷づくり推進事業交付金に関するものであるが、同一請求人からなされた従前の住民監査請求（平成31年3月26日受理）の監査を行った際に平成29年度郷づくり推進事業交付金の確定日が平成30年5月22日であることを確認しており、本件請求書の提出日においては当該交付金の確定事務から1年の請求期間を徒過していることが明らかである。
- ②請求人の主張にある質問及び回答のやり取りについては、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の対象となる行為（財務行為）に該当しない。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び着眼点

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- ・郷づくり支援課の交付金確定事務は適切に行われていたか？

また、本件監査における主な着眼点は以下の通りである。

- ・「よっちゃん祭」「音楽散歩手作り市」は交付金対象事業に該当するか？
- ・津屋崎地域郷づくり推進協議会の出納事務は適切なものであったか？
- ・上記を踏まえ、交付金の返還を求める必要はあるか？

2 監査対象部署

地域振興部 郷づくり支援課

(機構改革により、令和2年4月1日からまちづくり推進室)

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を設けるにあたって、陳述の希望を確認したが「希望しない」との回答であったため陳述会は設けていない。

4 関係人調査

令和2年3月25日31福監第52号文書により、市長に対して次の資料の提出を求めた。

- ①請求の趣旨に対する弁明書
- ②弁明書の裏付けとなる資料
- ③郷づくり推進事業交付金の交付額確定に係る資料

上記の弁明書は令和2年4月10日に提出され、添付資料として以下の書類(写し)が提出された。

- ・平成30年度津屋崎郷づくり活性化部会出納簿
- ・郷づくり推進協議会収支整理調書
(平成31年3月22日支出 よっちゃん祭支援分)
- ・平成30年度交付金実績報告書(よっちゃん祭実行委員会提出分)
- ・郷づくり推進協議会収支整理調書
(平成31年3月22日支出 音楽散歩・手作り市支援分)

弁明書の内容は要約すると以下の通りである。

- ・ 請求人の指摘する津屋崎地域郷づくり推進協議会（以下、協議会）活性化部会の支出は、福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱（以下、交付要綱）に規定する福津市郷づくり推進事業交付金（以下、交付金）の対象事業である。津屋崎地域に観光客を呼び込む本件事業（よっちゃん祭及び音楽散歩・手作り市）を通じて地域住民同士の交流に寄与していることから、本件事業は交付要綱第2条第1項第7号の交流事業に該当するものである。
- ・ 交付金額確定に係る審査は適切に行われており、よっちゃん祭及び音楽散歩・手作り市への支出には、違法及び不当な点は存在しない。
- ・ よっちゃん祭協賛金について、協議会は祭りに係る事業費負担金を協賛金という形で支出しており、実施機関（市）は協議会より出納簿、よっちゃん祭実行委員会発行の領収書及び実績報告書等を添付した交付金実績報告書等の提出を受け、その内容が要綱の目的、対象事業に適合するかどうかを審査し、交付金額の確定を行っている。
- ・ 音楽散歩・手作り市への支援について、協議会はチラシ、チケットの印刷代 55,220円を平成31年3月22日に支出している。その方法は、一旦部会員が立て替え払いし、後日部会員が立て替えた領収書と引き換えに、現金による精算を行っており、その際、精算金の領収書は求めている。実施機関は、協議会より提出のあった出納簿、領収書の内容を確認し、交付金額の確定を行っている。
- ・ 今後の対応について、請求人が指摘する領収書か受取書が存在しないことで交付金額の確定において影響を与えるものではないが、交付金事務の透明性を高めるためにも、立替払いの精算時には受領書等を求めることを提案し、立替払いをした場合は期間を開けることなく速やかに精算するよう協議会に促していく。

また、法第199条第8項に基づき、令和2年4月24日、本件についてまちづくり推進室共助共働推進担当参事、同室課郷づくり支援係長に対して関係人調査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実の確認

① 郷づくり推進事業について

郷づくり推進事業は平成20年に施行された「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」の基本理念に基づいて行われている、地域住民や地域で活動する団体同士が互いに協力・連携し、地域の課題解決や魅力ある地域づくりに取り組む地域自治活動である。

地域自治の実現のため、市内に概ね小学校区を単位とした8つの郷づくり推進協議会を各地域の市民および事業者が設立し、市は各地域及び協議会を市政運営のパートナーとして、共働のまちづくりを進めている。なお、協議会は主に自治会、各種団体、ボランティア、事業所等で構成されている。

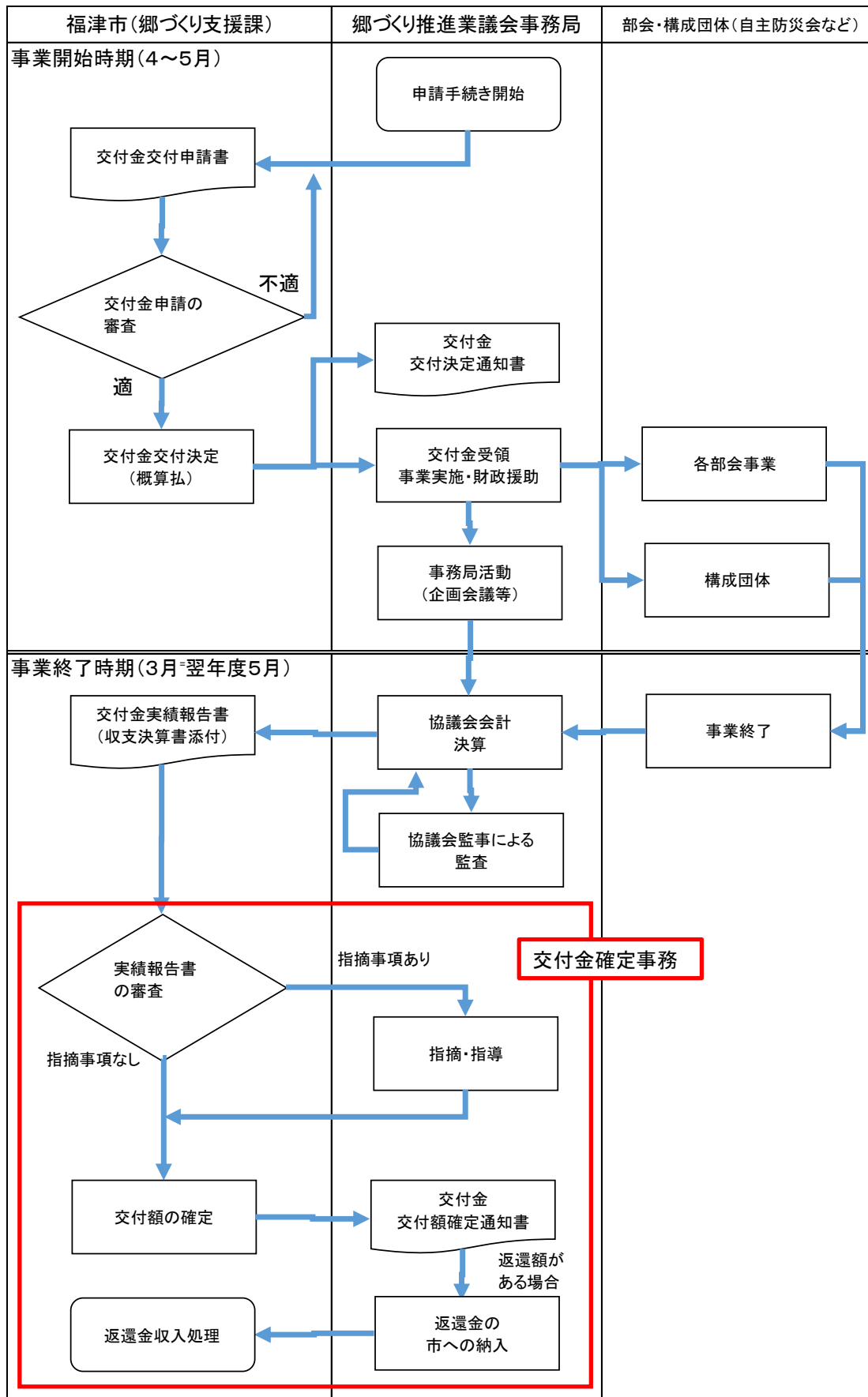
「福津市郷づくりの推進に関する規則」では郷づくり推進協議会は「広報配布・防犯灯管理・協議会運営」の基礎事業と、各地域の地域づくり計画に基づいて行われる「高齢社会対応・自主防災力向上・青少年育成・環境・防犯・交流」などの自主事業（地域づくり計画実践事業）を行うこととなっており、市は、郷づくり推進協議会の活動を尊重し、地域づくりに関する情報を共有し、郷づくり推進協議会への支援を積極的に行うこととされている。

② 郷づくり推進事業交付金（交付金）について

上記の郷づくりによる地域自治活動を推進するため、「福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱（交付要綱）」に定める基礎事業及び自主事業に対して郷づくり推進協議会に一括交付される交付金である。各郷づくり推進協議会はその事業内容と算定項目に照らし、各部会や各自治会に予算を配分することとなっている。この交付金は地域分権に対応する自治組織を育成し、自立した市民による豊かな地域社会の実現に資することを目的としたものである。

交付金の交付及び確定に係る事務の流れは次ページのフロー図の通りである。

○郷づくり推進事業交付金事務フロー



交付金の交付に当たっては、協議会が市に交付申請を行い、市は内容を審査したうえで概算払いとして交付金を協議会に交付することとなっている。

また、交付を受けた協議会は年度終了後45日以内に市に対して実績報告を行い、市は実績報告の内容を審査したうえで交付金額を確定することとなっているが、本件監査にかかる交付金については、令和元年5月15日に実績報告が市に提出され、市はこれを受けて実績報告の審査を行い、令和元年5月22日に「平成30年度郷づくり推進事業交付金額確定通知書（以下、確定通知書）」をもって協議会に交付金額の確定を通知した。この確定通知書において市が「協議会の事業が交付要綱に適合する」「交付した交付金に返還額はない」と判断したことが確認できる。

なお、交付要綱第9条では協議会による余剰金の繰り越しを一定の範囲内で認めており、繰越額の上限は「福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱の運用について（平成31年訓令第3号）」によると1,000,000円となっている。

③協議会からの財政援助について

交付要綱第4条では郷づくり推進協議会が会則に定める構成団体に対して財政的援助をできることが定められており、財政的援助を受けた団体は援助を受けたすべての事業内容と収支を協議会に4月30日までに協議会に報告することとなっている。

本件監査に係る協議会からよっちゃん祭実行委員会への財政援助については平成30年5月15日の300,000円と平成31年3月22日の100,000円の2回にわたって行われており、この合計400,000円についてはよっちゃん祭実行委員会から協議会へ平成31年4月25日付で「平成30年度交付金実績報告書」が提出されている。なお、この文書には「平成31年度『津屋崎千軒 よっちゃん祭』決算報告書」が添付されていた。

④交付金の対象事業について

交付金の交付対象事業については、交付要綱第2条第1項において以下の通りと定められている。

- (1) 自治活動推進事業
- (2) 防犯灯管理事業
- (3) 協議会運営事業
- (4) 高齢社会対応事業
- (5) 自主防災力向上事業
- (6) 青少年育成事業
- (7) 環境、防犯、住民交流事業
(令和2年4月1日に「交流事業」を「住民交流事業」に改正)
- (8) 広報紙配布業務

また、交付要綱第2条第2項では交付対象外の事業について以下のように定めている。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業(2) 専ら営利のみを目的とする事業(3) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業(4) その他市長が適当でないと認める事業 |
|---|

⑤津屋崎地域郷づくり推進協議会及び活性化部会について

津屋崎地域郷づくり推進協議会は津屋崎小学校校区のうち、宮司地区を除いた19の行政区を構成地域としており、地域内の住民・事業所の勤務者を会員として構成される。津屋崎地域郷づくり推進協議会会則によるとその目的は「津屋崎地域住民による自治活動を推進するとともに、地域住民の連帯感ある温かな地域社会づくり」である。

協議会には環境・福祉など、テーマに応じて7つの部会が設置されているが、その中でも、平成18年10月に策定された津屋崎地域づくり計画（第1次計画）に掲げられた基本方針に基づき「地域活性化」に関する事業を行っているのが活性化部会である。

活性化部会の主な活動は「よっちゃん祭等の地域活性化事業への協賛」及び「全日本実業団対抗女子駅伝予選会（プリンセス駅伝）等での接待事業」であり。収入はすべて協議会からの配分金でとなっている。

⑥「津屋崎千軒よっちゃん祭（以下、よっちゃん祭）」について

よっちゃん祭は、平成9年から4月に津屋崎地域で行われており、福津市まちおこしセンター・豊村酒造・藍の家・津屋崎漁港とそれをつなぐ通りを主な会場としている。古民家が立ち並ぶ津屋崎千軒エリアの春のイベントとして近年定着してきているが、令和2年度については実施されていない。

主催は「津屋崎千軒よっちゃん祭実行委員会」であり、実行委員会は津屋崎地域の各種団体の代表者が集まって構成されている。実行委員会の主な収入は活性化部会をはじめとする津屋崎地域の団体・事業者からの協賛金のほか、出店者からの協賛金（出店料）である。なお、活性化部会からの協賛金が収入の内で最も多く、全体の約30%以上を占めている。

イベント内容は、歌・踊り等のステージイベント（津屋崎千軒エリア内3か所）のほか、飲食物等の物販であり、地区の内外を問わず多くの参加があっている。

⑦「音楽散歩・手作り市」について

音楽散歩及び手作り市は平成25年から10月に実施されており、よっちゃん祭同様津屋崎千軒エリアで実施されている。この2つのイベントは同日開催ではない

が、実施時期の近さから連動して行われているようである。酒蔵や津屋崎千軒の古民家を活用し、会場を巡りながら津屋崎の街並みを楽しむイベントとして近年親しまれてきている。

実施主体はそれぞれの実行委員会であるが、その構成及び収支状況は本件監査では確認していない。

2 請求人が主張する事実の検証

①「よっちゃん祭協賛金 100,000 円、音楽散歩手作り市支援金 55,220 円の支出について、本件事業が活性化及び観光事業で、福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱に違反している（活性化、観光事業は交付要綱で認められていない）」との市主張について

このことについては、本件の請求人が行った従前の住民監査請求に対する監査結果報告書（令和元年5月15日付31福監第6号）において関連する事項について検証しているのでこれを引用する。

よっちゃん祭及び音楽散歩・手作り市は、古民家や古い街並みを有する津屋崎千軒エリアを地域資源として活用し、同エリアのにぎわいを取り戻すことによって津屋崎地域の活性化を図ろうとする取り組みである。両イベントへの参加は該当地区の住民に限られたものではなく、むしろ市内・市外からの多くの参加を呼び込む形となっており、事業の効果が特定の個人または団体に帰属するとは言い難い。

また、両イベントの主な実施目的が地域の活性化であることは請求人の主張の通りであるが、これは、両イベントについて「その実施を通じて地域住民同士の交流に寄与している住民交流事業に該当する」とする担当課の主張と相反するものではない。

地域の活性化と地域住民の交流は表裏一体のものであり、両イベントが活性化と住民交流の両方の性質を兼ね備えたものであると考え、交付要綱第2条第1項第7号の交流事業に該当するという関係課の主張を否定することができない。

②「よっちゃん祭協賛金 100,000 円については実行委員会の受取書のみで領収書がない（交付金の使途が不明で、余剰金の確認ができない）ので交付確定ができない。」との主張について

担当課より提出された資料により、よっちゃん祭実行委員会から協議会に対して実績報告書が提出されていることを確認した。この実績報告書にはよっちゃん祭実行委員会の決算報告書が添付されており、交付金の使途は確認可能である。

③「音楽散歩手作り市支援金 55,220 円については通帳から現金を引き出した日以降の領収書、受取書がない（実行委員会に支出したように装っているが、だれに支出したかが不明になっている）」との主張について

この点について担当課は部会員の立替払いを精算したものであり、領収書と引き換えに支払ったものと説明しており、支払いの相手については領収書を持参した部会員と推測できる。一方で実際の金銭受領についての記録（受領書）がないことは関係課も認めており、改善を要するものとする。

④「この2つの支出は交付要綱に違反する不当な行為であり、相当する交付金は市に返還されるべきである。」との主張について

請求人のこの主張は上記①～③の主張を前提として成り立つものであるが、これらの主張については上記で検証した通り、必ずしも認容できるものではなく、この2つの支出が不当なものであると言い切れるほどではない。

3 監査委員の判断

以上の事実の検証により、本件監査における請求事項「市から津屋崎郷づくり推進協議議会に対し交付した、郷づくり推進事業交付金 155,220 円について返還措置を講じること」については、請求人の主張に合理的な理由はないものと判断し、本件請求を棄却する。

4 監査委員としての意見

上記の通り本件請求については棄却としたが、本件監査において判明した事実について改善を促すべきものがあったので、以下の通り意見を述べる。

交付金の対象事業については交付要綱第2条第1項で規定されているが、具体的にどういった事業がどの項目に該当するかについてはわかりにくく、交流事業についても何が該当するのかは、要綱を見ただけでは不明確であると感じる。また、参加者の構成（市民が何人、市外在住者が何人参加したか等）や事業の趣意書等、交流事業であることの確認できる資料を提示させるなどの工夫が必要であろう。交付要綱の見直しを含め、交付金の内容が分かりやすいものになるよう、検討を重ねていただきたい。